

5 ノーマライゼーションとバリアフリー

—障がいのある人の人権問題—

～「障がいがあるからといって特別視しないで！」

でもバリアはなくそう～

障がいのある人も、ない人も社会の一員として、お互いに尊重し、支え合いながら、地域の中でともに生活する社会こそ当たり前の社会であるという考え方があります。これをノーマライゼーションといい、広く社会に定着させていかなければならない理念です。

ノーマライゼーションの理念が行き渡った社会を実現するには、さまざまな障壁（バリア）を取り除かなければなりません。バリアには、物理的なものや、制度的なもの、文化・情報にかかわるものや私たちの意識にかかわるものなどがありますが、こうした日常生活や社会生活上のさまざまなバリアを取り除こうという考え方がバリアフリーです。

例えば、車いすを使用している人にとっては道路の段差や、駅や建物のエレベーター・エスカレーターの不備などがバリアになっています。また、ほじょ犬への理解不足や字幕放送の不足などの文化・情報面のバリアや、資格制限や就業にかかわる欠格条項などの制度面のバリア、障がいのある人に対する差別や偏見といった私たちの意識がバリアとなっていることもあるのです。

このように、社会生活上のバリアは障がいのある人にあるのではなく、むしろ周りを取り巻く環境にあることが多いと認識する必要があります。

あなたの心の中には「バリア」はありませんか？そのバリアを取り除くため

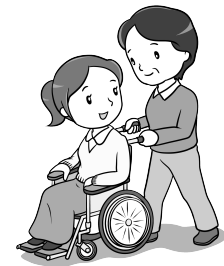
には、障がいのある人とない人が日常的に交流したり、コミュニケーションを図ったりすることが大切です。それは、街で車いすが動かなくなって困っている人や目が不自由な人などへのちょっとした手助けからはじまるのです。

障 害 者 差 別 解 消 法

平成28年4月1日に施行されたこの法律では、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、「合理的配慮の提供」が求められています。

「不当な差別的取扱い」

正当な理由なく障害があることを理由に、サービスなどの提供を拒否したり、障害のない人には付けない条件を付けたりすること。



「合理的配慮の提供」

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

障害のある人の人権問題に関して、次の窓口があります。
お気軽にご利用ください。

機関名	電話・FAX	主な内容	相談日・相談時間
埼玉県総合リハビリテーションセンター	048-781-2222	身体障害者や知的障害者に関する医学的判定、心理判定、職能判定など	月～金 8時30分～17時 祝日、年末年始を除く
障害者110番 社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター	Tel 048-822-1204 FAX 048-822-1406	身体障害者、知的障害者、精神障害者の権利擁護に関する相談	【生活相談】 月～金 9時～16時 【法律相談】 水・金 13時～14時30分 祝日・年末年始を除く (要予約)
川口市 障害福祉課	Tel 048-259-7926 FAX 048-259-7943	身体障害者、知的障害者、精神障害者及びその家族に関する事	月～金 8時30分～17時15分 祝日、休日、年末年始を除く